

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護が重要であることに <u>かんがみ</u> 、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。	第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護が重要であることに <u>鑑み</u> <u>　</u> 、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
<u>(加える)</u>	(1) <u>電磁的記録</u> <u>電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。)</u> で作られる記録をいう。
<u>(加える)</u>	(2) <u>氏名、生年月日その他の記述等</u> <u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)</u> をいう。
(1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 <u>　</u>)であつて、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが</u>	(3) <u>個人情報</u> 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。 <u>アにおいて同じ。)</u> であつて、 <u>次のいずれかに該当するもの</u>

できることとなるものを含む。)をいう。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(2) (略)

(3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(加える)

_____をいう。

ア 個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 要配慮個人情報 本人の次に掲げる事項のいずれかが含まれる個人情報をいう。

ア 思想、信条及び宗教

イ 人種及び民族

ウ 社会的身分

エ 病歴

オ 犯罪の経歴

カ 犯罪により害を被った事実

キ 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)第4条で定める記述等

(7) (略)

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの

_____をいう。

ア 一定の事務の目的を達成するた

(加える)

(4) (略)

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 _____

_____に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6)～(9) (略)

～略～

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ寒川町個人情報保護制度運営審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業(以下「事務事業」という。)の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本的
人権を損なうおそれのある事項

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他

めに特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) (略)

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(11)～(14) (略)

～略～

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、要配慮個人情報 _____を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ寒川町個人情報保護制度運営審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業(以下「事務事業」という。)の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人別に付された番号、記号その他

の符号により個人を検索し得る形で個人情報記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
ア (略)

イ 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときは、その根拠

ウ～オ (略)

2～6 (略)

～略～

(オンライン結合による提供)

第10条 (略)

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき

は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(加える)

(加える)

(加える)

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

(1) (略)

の符号により個人を検索し得る形で個人情報記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項
ア (略)

イ 個人情報の項目名及び要配慮個人情報を取り扱うときは、その根拠

ウ～オ (略)

2～6 (略)

～略～

(オンライン結合による提供)

第10条 (略)

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

(1) (略)

(2) (略) (3) 保有個人情報の<u>き損</u>、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。 2・3 (略) ～略～ (情報提供等記録の提供先への通知) 第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は_____情報提供者_____ (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項_____ _____に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (自己情報の利用停止請求権) 第24条 (略) (1)～(3) (略) 2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。 (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル	(2) (略) (3) 保有個人情報の<u>毀損</u>、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。 2・3 (略) ～略～ (情報提供等記録の提供先への通知) 第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 (自己情報の利用停止請求権) 第24条 (略) (1)～(3) (略) 2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。 (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル
---	--

(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) (略) 3 (略) ～略～	(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 (2) (略) 3 (略) ～略～ <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える部分を除く。)、第6条及び第7条第1項第5号イの改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、平成30年6月1日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> 2 <u>実施機関は、改正後の第6条の規定により寒川町個人情報保護制度運営審議会の意見を聴くこととされている事項については、この条例の施行の日前においても、同審議会の意見を聴くことができる。</u>
---	---

(附則第3項関係)寒川町行政手続条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (行政指導の方式) 第32条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) (略) (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録 _____(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式	～略～ (行政指導の方式) 第32条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) (略) (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(<u>電磁的方式</u>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式を

_____で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの ～略～	いう。)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの ～略～
---	--

(附則第4項関係)寒川町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 電磁的記録 <u>電子的方式</u> _____、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式 _____で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (6)～(7) (略) ～略～	～略～ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 電磁的記録 <u>電磁的方式(電子的方式)</u>、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式 <u>をいう。)</u>で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 (6)～(7) (略) ～略～

(附則第5項関係) 寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(<u>電子的方</u>	～略～ (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電磁的記録(<u>寒川町個</u>

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるものを除く。

(2) (略)

～略～

個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)第2条第1号に規定する電磁的記録をいう。)であつて、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるものを除く。

(2) (略)

～略～